

企業倒産件数(産業別)

各年12月31日現在 単位：件

年	総数	建設業	製造業	卸売・小売業、飲食店	不動産業	サービス業	その他
平成19年	5	1	1	-	-	3	-
20	5	1	1	1	-	2	-
21	15	4	5	3	-	3	-
22	20	8	3	3	2	4	-
23	13	2	3	3	-	5	-

資料：株式会社東京商工リサーチ金沢支店

(注) 「倒産」とは、負債総額が1,000万円以上で、以下の6つの条件のいずれかに該当した場合をいう。

- ①企業が半年間に2回不渡を出し、銀行取引停止処分を受けた。
- ②会社更生法の適用を申請した。
- ③会社の整理(商法 381条)に入った。
- ④民事再生法に基づく(民事)再生手続き開始を申し立てた。
- ⑤自己破産の申請をした。
- ⑥債権者会議を開いて整理に入った。